

平成 29 年 第 1 回 伊 佐 市 議 会 臨 時 会

# 提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 議 案 第 37 号 ~ 議 案 第 41 号 ( 降 壇 )

平 成 29 年 5 月 2 日 提 出

伊 佐 市 長

平成29年第1回伊佐市議会臨時会の開会にあたり、議案第37号から第41号までについて説明申し上げます。

まず、議案第37号から議案第40号までの「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第37号は、「伊佐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が3月29日に公布されたことに伴い、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の算定の基礎となる額の扶養親族加算額を改めること、加算対象区分を変更することなどの所要の改正を行ったものであります。

議案第38号は、「伊佐市税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」、「地方税法施行規則の一部を改正する省令」が3月31日に公布されたことに伴い、家庭的保育事業等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、わがまち特例による税率を設定すること、被災代替家屋・償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設すること、軽自動車税のグリーン化特例を2年間延長することなどの所要の改正を行ったものであります。

議案第39号は、「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定額を

変更する改正を行ったものであります。

議案第40号は、「伊佐市大口ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が3月31日に公布されたことに伴い、引用する条項を整理するなど、所要の改正を行ったものであります。

以上4件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるとのものです。

次に、議案第41号「平成29年度伊佐市一般会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、菱刈カヌー競技場艇庫新築工事に要する経費について所要の措置を講じたものであります。

補正の内容について歳出から順次説明申し上げます。

教育費につきましては、菱刈カヌー競技場艇庫新築工事に伴う工事施行監理業務委託に要する経費について新たに措置を講じたほか、工事請負費のうち建築工事に要する経費について減額の措置を講じ、電気工事及び管工事に要する経費について新たに措置を講じております。

これらの財源につきましては、財政調整基金繰入金に増額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億570万円とするものであります。

以上、議案5件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————